

# 埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、埼玉県企業局が発注する低入札価格調査制度を適用する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札について、低入札価格調査における落札者（埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札（事後審査型）**執行**要綱における落札候補者を含む。以下同じ。）の決定方法及び低入札価格調査を経て契約した工事における追跡調査（以下「追跡調査」という。）を実施するため必要な事項を定め、もって品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 低入札価格調査 地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- 二 追跡調査 低入札価格調査を経て契約した工事において、下請業者等へのしわ寄せがないか、下請契約の適切性や下請代金の支払い状況等について確認するための調査をいう。
- 三 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- 四 失格基準価格 第一号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格をいう。
- 五 数値的判断基準 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の計上が適切ではなく、第一号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準をいう。
- 六 低入札価格調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。
- 七 低価格入札者 低入札価格調査対象者のうち、第10条及び第11条に該当しない者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。
- 八 第1順位者 低価格入札者のうち、最低価格入札者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる評価値が最も高い者をいう。
- 九 失格 第一号に掲げる地方自治法施行令の規定により落札者としないことをいう。

- 十 決裁権者 埼玉県公営企業財務規程別表第7及び第7の2の決裁区分による決裁権者をいう。
- 十一 資格審査委員会 業者選定委員会等をいう。
- 十二 所管部局長等 資格審査委員会が設置されている発注機関の長をいう。
- 十三 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 十四 上限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける10分の9.2及び同条第二号における10分の9.2をいう。
- 十五 下限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける10分の7.5及び同条第二号における10分の7.5をいう。
- 十六 工事成績判断基準 過去に低入札価格調査を経て埼玉県と契約した工事の成績評定によって、第一号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準をいう。
- 十七 一次下請（予定）業者 低入札価格調査の対象となった工事において、低入札価格調査対象者と建設業法第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は下請契約を結ぶ予定の者で建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

#### （対象となる入札）

第3条 低入札価格調査制度の対象は、次の各号に定める競争入札とする。

- 一 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札
- 二 総合評価方式による入札

#### （調査基準価格の設定）

第4条 調査基準価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
  - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）
- 二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
- 三 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。  
また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

### (失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の10を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。
    - ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
    - イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額(円未満切捨て)
    - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額(円未満切捨て)
    - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額(円未満切捨て)
  - 二 第4条第1項第一号のただし書きの規定により調査基準価格を定めた場合は、その上限値または下限値の額に調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。
  - 三 第4条第1項第二号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、第一号及び第二号にかかわらず調査基準価格を下回る範囲で、決裁権者が定める額とする。ただし、その額は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下回らない額とする。
  - 四 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。  
また、第一号のただし書きの規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。
  - 五 第二号による算出に当たっては、それぞれ税抜きの千円未満の端数を切り捨てた額で割合を算出し、求めた額の千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。  
また、第二号のただし書きの規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。
- 2 第1項の規定は、特殊性の高い工事など、決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

### (数値的判断基準の設定)

第6条 数値的判断基準は、次の各号により定めるものとし、算出された額は千円未満の端数を切り捨てた額とする。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの額とする。
  - ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- 二 第5条第1項第一号ただし書きの規定により失格基準価格を定めた場合は、第一号のアからエのそれぞれの額に失格基準価格の算出式により求めた

額に対する第5条第1項第一号ただし書きの規定により定めた額の割合（小数点以下第3位を切り捨て）を乗じた額とする。

- 三 第5条第1項第二号の規定により失格基準価格を定めた場合は、第一号のアからエのそれぞれの額に失格基準価格の算出式により求めた額に対する第5条第1項第二号の規定により定めた額の割合（小数点以下第3位を切り捨て）を乗じた額とする。
- 2 第4条第1項第二号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、数値的判断基準は設けない。
- 3 決裁権者が数値的判断基準を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

#### （工事成績判断基準の設定）

第6条の2 工事成績判断基準は工事成績評定85点とする。

- 2 第1項の規定は、工事の開札日の過去1年間に工事完成検査日（工事成績評定がある工事に限る。）の翌々月の第1日がある場合に、その工事を対象とする。ただし、対象となる工事が複数ある場合は工事成績評定が最も低い工事を対象とする。
- 3 第1項の規定は、共同企業体で施工した工事についてはその代表構成員を対象に適用する。
- 4 工事成績判断基準は政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札を除き、原則全ての工事に設定するものとする。ただし決裁権者が工事成績判断基準を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

#### （予定価格調書への調査基準価格等の記載）

第7条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「（調査基準価格の110分の100の額〇〇円）」と記載するものとする。

- 2 予定価格調書には、第1項に定める調査基準価格のほかに、「失格基準価格」についても調査基準価格と同様に記載するものとする。ただし、第5条第2項の規定により、失格基準価格を設けないこととした場合は、この限りではない。

#### （入札参加者への周知）

第8条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- 三 数値的判断基準を設定しない場合は、設定がないこと。
- 四 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- 五 数値的判断基準の額を下回る場合は、失格となること。
- 六 工事成績判断基準を設定しない場合は、設定がないこと。
- 七 工事成績判断基準を下回っている場合は、失格となること。
- 八 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査を実施したうえで、落札者とす

るか否かを決定すること。

九 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

十 低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

十一 落札者の決定方法に関すること。

十二 第17条に定める「低入札価格調査を経て契約する工事」に関する事項。

(落札者決定の保留)

第9条 発注機関の長は、入札の結果、低入札価格調査対象者があるときは、落札者の決定を保留する。

(失格基準価格による判定)

第10条 低入札価格調査対象者のうち、第5条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(数値的判断基準による判定)

第11条 低入札価格調査対象者のうち、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者が入札時に提出した入札金額見積内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額が、数値的判断基準である第6条第1項の規定により定めたアからエのいずれかの額を下回る場合は、失格とする。

(低価格入札者に対する調査)

第12条 発注機関の長は、第1順位者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては、調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低価格入札者に対し調査を並行して実施できるものとする。

(低価格入札者に対する調査の実施)

第13条 発注機関の長は、低価格入札者に対し、次の各号に定める事項について、確認するための調査を実施するものとする。ただし、入札書の提出に併せて低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出た者は、調査を実施しないものとする。なお、確認資料等は別表1に示されたものを標準とする。

一 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること

二 入札金額の決定理由

三 入札金額見積内訳書の内容

四 下請予定の状況

五 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況

六 同種・類似の手持ち工事の状況

七 入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的関係

八 手持ち資材の状況

九 手持ち機械の状況

十 資材等購入予定先及び入札者と資材等購入予定先との関係

- 十一 労務者の具体的調達見通し
  - 十二 過去に施工した公共工事（同種・類似）の実績
  - 十三 過去に施工した公共工事（同種・類似）の成績
  - 十四 下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況
  - 十五 工事成績判断基準に関すること
  - 十六 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の加入状況（低入札価格調査対象者及び当該工事の一次下請（予定）業者）
  - 十七 その他必要な事項
- 2 発注機関の長は、調査実施の際、低価格入札者に対し、前項に定める確認資料等又は低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（以下「調査確認資料等」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 低価格入札者に対する調査の実施については、低価格入札者に対する調査実施を通知した日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。
- 4 発注機関の長は、調査の結果を所管部局長等に報告するものとする。

（低価格入札者に対する調査の期間）

第14条 低価格入札者に対する調査の実施に当たっては、原則として前条第3項の通知日の翌日から起算して14日以内に低価格入札者を落札者とするか否かを決定し通知するものとする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

（低価格入札者を失格とするか否かの決定）

第15条 所管部局長等は、第13条の低価格入札者に対する調査に係る報告を受けたときは、その結果を資格審査委員会に諮り、失格とするか否かを決定し、その旨を発注機関の長に通知するものとする。ただし、低価格入札者が第8条第1項第十号に該当の場合は、資格審査委員会に諮らず、失格とする。

2 第1項の決定において、工事成績判断基準を下回る場合又は低価格入札者若しくは一次下請（予定）業者が法令により社会保険等に加入する必要があるにもかかわらず、全部又は一部の社会保険等に加入していない場合は、失格とする。

3 第1項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定を行わないことができる。

（相手方への通知）

第16条 第15条第1項により失格とした場合（ただし書きによる場合を除く）、発注機関の長は、失格とした者に落札者としない旨を文書により通知するものとする。

（低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定）

第17条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあっては、次の各号を適用するものとする。

- 一 追跡調査を実施する。
- 二 主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）は請負代金

の額にかかわらず専任とする。なお、埼玉県公営企業建設工事標準請負契約書及び埼玉県公営企業建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第5項に定める現場代理人と監理技術者等との兼務を認めない。

### 三 追加技術者の配置

監理技術者等とは別に同等の資格を有する技術者1名を専任で配置する。

（共同企業体については、代表構成員のみ追加技術者を求めることがある。）

### 四 追加技術者は監理技術者等を補助し、工事品質の確保等に努めるものとする。なお、現場代理人との兼務は認めない。

### 五 契約保証金の額

契約約款第4条第2項に定める契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

### 六 前金払いの額

前金払いの額は請負代金額の10分の2以内とする。

### 七 違約金の額

契約約款第54条第2項に定める違約金の額は請負代金額の10分の3とする。

### 八 契約不適合責任期間

契約約款第56条第1項に定める契約不適合責任期間は引き渡しを受けた日から4年とする。

### 九 重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化する。

### 十 追跡調査に協力しない場合は、不誠実な行為として適切な措置をとる。

#### （追跡調査）

第18条 発注機関の長は、次の各号に定める事項について確認するための追跡調査を実施するものとする。なお、実施時期等は別表2に示されたものを標準とする。

#### 一 下請等契約の締結状況は適切か。

#### 二 契約変更があった場合、その内容が下請等契約に適切に反映されているか。

#### 三 下請等代金の支払い状況は適切か。

#### 2 第1項の調査の結果、疑義があるときは元請業者および下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。

#### 3 第2項の聞き取り調査のほか、主要な一次下請業者を選定し、第1項第一号について、直接聞き取り調査を実施するものとする。

#### （適正な支払い等がなされない場合の措置）

第19条 発注機関の長は、第18条の調査の結果、是正が必要と認められる元請業者に対して適切な指導を行うものとする。

#### 2 第1項に定める指導は、段階的に行うものとする。

##### 一 口頭による厳重注意を行う。

##### 二 第一号によっても是正されない場合は、文書により厳重注意を行う。

#### 3 第2項の指導によっても是正されない場合は、建設業法等に基づき必要な措

置をとるものとする。

(調査結果の報告)

第20条 発注機関の長は、低入札価格調査の結果、第18条の追跡調査の結果及び第19条の措置状況等について総務部契約局長に報告するものとする。

(様式等)

第21条 本要領に定める各種調査及び報告等に必要な様式等は別に定める。

(要領の公表)

第22条 この要領は、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月20日から施行する。
- 2 平成23年12月21日以前の建設工事に係る低入札価格調査制度に関する通知は平成24年1月19日限り廃止する。ただし、各部局独自の定めに係るものはこの限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、平成24年1月19日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず平成25年6月9日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず平成25年6月9日までに公告又は指名通知した工事の工事成績評定については、工事成績判断基準を下回る場合でも第15条第3項の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず平成26年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年9月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月12日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年1月11日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、平成28年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、平成29年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、平成31年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、令和元年9月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、令和3年11月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、令和4年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかる場合は、令和5年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

別表1（第13条関連）

確認事項	確認資料
低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること	技術者の配置計画 配置予定技術者の資格等 契約保証金の確認
入札金額の決定理由	入札金額の決定理由、数値的根拠
入札金額見積内訳書の内容	入札金額見積内訳書 代価表 など
下請予定の状況	下請予定業者等一覧 下請業者等からの見積書 下請相手が未定の場合は予定額の内訳 など
入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書、仕様書、コリンズの工事カルテ など
同種・類似の手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書、仕様書、コリンズの工事カルテ など
入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的関係	地図 営業所一覧 など
手持ち資材の状況	手持ち資材一覧 資材の購入伝票 など
手持ち機械の状況	手持ち機械一覧 使用する重機の車検証 など
資材等購入予定先及び入札者と資材等購入予定先との関係	資材購入先一覧 資材業者からの見積書 など
労務者の具体的な調達見通し	労務者確保計画 現場付近の営業所の職員名簿 など
過去に施工した公共工事（同種・類似）の実績	契約書、仕様書、図面 コリンズの工事カルテ など
過去に施工した公共工事（同種・類似）の成績	工事成績評価結果通知書 など
下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況	過去の工事に係る下請契約書、支払いを証する領収書、振込証明書等
工事成績判断基準に関すること	工事成績判断基準に関する報告書など
社会保険等の加入状況	社会保険等の加入状況通知書、社会保険等の適用除外に関する誓約書 など
その他必要な事項	その他必要と判断される資料

別表2（第18条関連）

実施時期	確認事項
着手時  ・下請契約締結後 ・前金がある場合は支払後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書</li> <li>・下請契約等の締結状況</li> <li>・主要な一次下請からの聞き取り調査</li> <li>・下請代金等の支払い状況（前金払いがある場合）</li> <li>・一次下請（予定）業者の社会保険等の加入状況</li> </ul>
施工中  ・変更契約後 ・部分払い等の支払後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書（変更時）</li> <li>・下請契約等の締結状況（変更時）</li> <li>・下請代金等の支払い状況（部分払い等がある場合）</li> </ul>
完了後  ・工事代金支払い後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費内訳書（精算時）</li> <li>・下請契約等の締結状況（精算時）</li> <li>・下請代金等の支払い状況</li> <li>・下請代金支払い状況等聞き取り調査 (疑義がある場合)</li> </ul>